

令和元年 12 月 6 日

令和元年登米市議会定例会 12月定期議会 議案

登米市議会

議員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
報告第 25 号	損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告について	5
議案第 90 号	令和元年度登米市一般会計補正予算（第 5 号）	別冊
議案第 91 号	令和元年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 92 号	令和元年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 93 号	令和元年度登米市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 94 号	令和元年度登米市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 95 号	令和元年度登米市水道事業会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 96 号	令和元年度登米市病院事業会計補正予算（第 5 号）	別冊
議案第 97 号	令和元年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 98 号	登米市消防団条例の一部を改正する条例について	6
議案第 99 号	登米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について	7
議案第 100 号	登米市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	8
議案第 101 号	登米市職員の給与に関する条例及び登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について	9
議案第 102 号	登米市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について	28
議案第 103 号	登米市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	29
議案第 104 号	登米市病院事業、老人保健施設事業及び訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	30
議案第 105 号	指定管理者の指定について（登米祝祭劇場）	31

議案第 106 号	指定管理者の指定について（登米市米山公民館及び米山農村環境改善センター）	32
議案第 107 号	指定管理者の指定について（登米市吉田公民館、登米市吉田体育館及び登米市善王寺コミュニティセンター）	33
議案第 108 号	指定管理者の指定について（登米市中津山公民館）	34
議案第 109 号	指定管理者の指定について（迫老人福祉センター、登米老人福祉センター、中田老人福祉センター、東和地域福祉センター、石越福祉センター及び米山総合保健福祉センター）	35
議案第 110 号	指定管理者の指定について（登米市斎場）	36
議案第 111 号	指定管理者の指定について（米山農村総合管理施設）	37
議案第 112 号	指定管理者の指定について（登米森林公園）	38
議案第 113 号	指定管理者の指定について（登米市東和総合運動公園）	39
議案第 114 号	指定管理者の指定について（登米市長沼ボート場クラブハウス）	40
議案第 115 号	工事請負契約金額の変更について	41
議案第 116 号	財産の取得に係る契約金額の変更について	42
議案第 117 号	財産の取得に係る契約金額の変更について	43

報告第 25 号

損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告 について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 12 月 6 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

区分	専決処分年月日	事故の概要	損害賠償額 和解内容
交通事故	令和元年 9 月 10 日	令和元年 5 月 15 日、豊里総合支所駐車場内において、パート職員が公用車を指定の駐車位置にバックで駐車しようとしたところ、駐車位置と公用車の間を通り抜けようとした相手車両に接触したものの。	59,059 円 その余の請求を 放棄

議案第 98 号

登米市消防団条例の一部を改正する条例について

登米市消防団条例（平成19年登米市条例第7号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和元年12月6日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市消防団条例の一部を改正する条例

登米市消防団条例（平成19年登米市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

第6条第2項第1号中「第3号」を「第2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 99 号

登米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する 条例の一部を改正する条例について

登米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成 17 年登米市条例第 49 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和元年 12 月 6 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 登米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成 17 年登米市条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項中「乗ずる割合は」の次に「、6 月に支給する場合には」を、「100 分の 167.5」の次に「、12 月に支給する場合には 100 分の 172.5」を加える。

第 2 条 登米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項中「、6 月に支給する場合には 100 分の 167.5、12 月に支給する場合には 100 分の 172.5」を「100 分の 170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の登米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の報酬条例」という。）の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の報酬条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の登米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第 5 条の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の報酬条例第 5 条の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 100 号

登米市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する 条例の一部を改正する条例について

登米市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成 17 年登米市条例第 54 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和元年 12 月 6 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 登米市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成 17 年登米市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「乗ずる割合は」の次に「、6 月に支給する場合には」を、「100 分の 167.5」の次に「、12 月に支給する場合には 100 分の 172.5」を加える。

第 2 条 登米市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「、6 月に支給する場合には 100 分の 167.5、12 月に支給する場合には 100 分の 172.5」を「100 分の 170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の登米市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の登米市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例第 4 条の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の給与条例第 4 条の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 101 号

登米市職員の給与に関する条例及び登米市一般職の任期付 職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

登米市職員の給与に関する条例（平成 17 年登米市条例第 58 号）及び登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 21 年登米市条例第 37 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和元年 12 月 6 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市職員の給与に関する条例及び登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

（登米市職員の給与に関する条例の一部改正）

第 1 条 登米市職員の給与に関する条例（平成17年登米市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の92.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の97.5」を加える。

別表第 1 から別表第 3 までを次のように改める。

別表第 1（第 4 条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号俸	給料月額						
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900
7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	

8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700
9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100
10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800
11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400
12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100
13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500
14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800
15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000
16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400
17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200
18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200
19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100
20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900
21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800
22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600
23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400
24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300
25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000

43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	

	78	239, 100	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500
	79	239, 800	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800
	80	240, 300	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000
	81	240, 800	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200
	82	241, 500	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500
	83	242, 200	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800
	84	242, 900	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410, 000
	85	243, 500	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000	410, 200
	86	244, 200	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300	
	87	244, 900	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600	
	88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800	
	89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000	
	90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300	
	91	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600	
	92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800	
	93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000	
	94		294, 900	342, 600			
	95		295, 200	343, 100			
	96		295, 600	343, 500			
	97		295, 800	343, 700			
	98		296, 100	344, 100			
	99		296, 500	344, 500			
	100		296, 900	344, 800			
	101		297, 100	345, 100			
	102		297, 400	345, 500			
	103		297, 800	345, 900			
	104		298, 100	346, 300			
	105		298, 300	346, 800			
	106		298, 600	347, 200			
	107		299, 000	347, 600			
	108		299, 300	348, 000			
	109		299, 500	348, 500			
	110		299, 900	348, 900			
	111		300, 300	349, 200			
	112		300, 600	349, 500			

	113		300,800	350,000				
	114		301,000					
	115		301,300					
	116		301,700					
	117		301,900					
	118		302,100					
	119		302,400					
	120		302,700					
	121		303,100					
	122		303,300					
	123		303,600					
	124		303,900					
	125		304,200					
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第4条関係）

消防職給料表

職員の 区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500
14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	

15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000
16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400
17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200
18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200
19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100
20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900
21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800
22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600
23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400
24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300
25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600

50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	

	85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
	86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
	87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
	94		294,900	342,600			
	95		295,200	343,100			
	96		295,600	343,500			
	97		295,800	343,700			
	98		296,100	344,100			
	99		296,500	344,500			
	100		296,900	344,800			
	101		297,100	345,100			
	102		297,400	345,500			
	103		297,800	345,900			
	104		298,100	346,300			
	105		298,300	346,800			
	106		298,600	347,200			
	107		299,000	347,600			
	108		299,300	348,000			
	109		299,500	348,500			
	110		299,900	348,900			
	111		300,300	349,200			
	112		300,600	349,500			
	113		300,800	350,000			
	114		301,000				
	115		301,300				
	116		301,700				
	117		301,900				
	118		302,100				
	119		302,400				

	120		302,700					
	121		303,100					
	122		303,300					
	123		303,600					
	124		303,900					
	125		304,200					
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

備考 この表は、消防本部及び消防署に勤務する消防吏員に適用する。

別表第3（第4条関係）

ア 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	1	249,800	335,000	399,000	471,700	601,500
	2	252,300	338,000	401,900	474,000	606,100
	3	254,800	340,900	404,500	476,200	610,700
	4	257,300	343,800	407,200	478,500	615,300
	5	259,500	346,500	409,800	480,700	619,700
	6	263,300	349,700	412,200	482,900	624,300
	7	267,100	352,800	414,900	485,100	628,900
	8	270,900	355,900	417,300	487,300	633,500
	9	274,500	358,700	419,500	489,300	637,900
	10	278,500	361,400	422,200	491,400	642,400
	11	282,500	364,500	424,800	493,500	646,900
	12	286,500	367,700	427,500	495,600	651,400
	13	290,300	370,600	429,900	497,700	655,800
	14	294,300	374,100	432,400	499,800	660,300
	15	298,200	377,100	434,800	501,900	664,800
	16	302,100	380,700	437,300	504,000	669,100
	17	305,800	384,300	439,300	506,100	673,500
	18	309,400	387,000	441,700	508,100	678,000
	19	312,900	389,500	444,000	510,100	682,500
	20	316,500	392,100	446,400	512,100	687,000
	21	320,100	394,900	447,900	513,900	691,300

	22	323,800	397,200	450,300	515,700	695,900
	23	327,300	399,700	452,600	517,600	700,500
	24	330,600	401,800	454,900	519,500	705,100
	25	334,100	403,800	456,900	521,200	709,800
	26	336,800	406,100	459,200	523,000	714,200
	27	339,400	408,300	461,400	524,800	718,600
	28	342,000	410,600	463,700	526,600	723,000
	29	344,800	412,900	465,800	528,200	727,200
	30	346,700	415,000	468,100	530,000	731,700
	31	348,900	417,000	470,400	531,800	736,200
	32	351,300	419,100	472,600	533,600	740,700
	33	353,500	421,000	474,600	535,200	745,300
	34	355,800	422,800	476,700	537,000	749,700
	35	357,900	424,600	478,800	538,700	754,100
	36	360,200	426,600	480,900	540,500	758,500
	37	362,400	428,500	483,000	542,100	763,000
	38	364,800	430,500	484,800	543,700	766,600
	39	367,000	432,400	486,600	545,100	770,200
	40	369,000	434,400	488,400	546,700	773,800
	41	371,300	436,200	490,100	548,200	777,200
	42	372,500	438,000	491,900	549,600	781,000
	43	373,900	439,700	493,700	551,000	784,800
	44	375,000	441,500	495,500	552,300	788,600
	45	376,200	443,300	497,100	553,500	792,200
	46	377,600	445,100	498,800	554,500	795,600
	47	379,100	446,900	500,600	555,500	799,000
	48	380,600	448,600	502,400	556,500	802,400
	49	381,700	450,400	504,000	557,500	805,900
	50	382,700	452,100	505,300	558,400	809,400
	51	383,700	453,900	506,600	559,300	812,900
	52	384,500	455,700	507,900	560,200	816,400
	53	385,400	457,600	508,900	561,000	820,000
	54	386,300	458,800	510,200	561,900	823,200
	55	387,000	460,000	511,500	562,800	826,400
	56	387,900	461,200	512,800	563,700	829,600

	57	388,600	462,400	513,800	564,600	832,800
	58	389,500	463,400	514,600	565,500	836,100
	59	390,300	464,400	515,400	566,400	839,400
	60	391,100	465,400	516,200	567,100	842,700
	61	391,600	466,200	517,100	568,000	846,100
	62	392,100	466,900	517,900	568,900	849,400
	63	392,500	467,600	518,800	569,800	852,700
	64	393,000	468,300	519,600	570,700	856,000
	65	393,300	469,000	520,500	571,600	859,100
	66		469,700	521,400	572,500	861,900
	67		470,400	522,100	573,400	864,700
	68		471,000	523,000	574,300	867,500
	69		471,300	523,900	575,200	870,200
	70		472,000	524,700	576,100	872,900
	71		472,700	525,600	577,000	875,600
	72		473,400	526,500	577,900	878,300
	73		473,800	527,300	578,800	880,800
	74		474,400	528,200	579,700	883,200
	75		475,100	529,100	580,600	885,600
	76		475,800	529,800	581,500	888,000
	77		476,200	530,600	582,400	890,200
	78		476,800	531,500	583,300	892,400
	79		477,400	532,400	584,200	894,600
	80		477,900	533,300	585,100	896,800
	81		478,500	534,100	586,000	898,900
	82		479,000	535,000	586,900	901,300
	83		479,500	535,900	587,800	903,700
	84		480,000	536,800	588,700	906,100
	85		480,400	537,600	589,600	908,300
	86		481,000	538,500	590,500	910,700
	87		481,400	539,400	591,400	913,100
	88		481,900	540,300	592,300	915,500
	89		482,400	541,100	593,200	917,700
	90		483,000			
	91		483,600			

	92		484,000			
	93		484,500			
	94		485,100			
	95		485,700			
	96		486,300			
	97		486,800			
再任用 職員		296,200	338,600	393,000	466,000	565,900

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円
	1	165,300	192,400	240,200	262,700	287,100	330,100
	2	166,700	194,500	242,000	263,700	288,800	332,200
	3	168,200	196,600	243,800	264,600	290,400	334,200
	4	169,600	198,600	245,600	265,700	292,200	336,400
	5	171,000	200,700	247,000	266,200	293,900	338,400
	6	172,500	203,000	248,300	267,200	295,700	340,500
	7	174,000	205,300	249,400	268,000	297,400	342,600
	8	175,500	207,500	250,700	268,900	299,100	344,700
	9	176,700	209,800	251,700	270,000	301,000	346,200
	10	178,400	211,200	252,700	270,700	302,700	348,200
	11	180,000	212,600	253,600	271,800	304,400	350,100
	12	181,500	213,800	254,500	273,000	306,100	352,100
	13	182,900	215,200	255,700	274,300	307,600	354,000
	14	184,900	216,600	256,800	275,400	309,200	356,100
	15	186,900	218,100	257,600	276,600	311,000	358,200
	16	188,900	219,300	258,600	278,000	312,800	360,200
	17	191,000	220,700	259,100	279,300	314,500	362,200
	18	193,100	222,200	260,000	280,600	316,100	364,200
	19	195,200	223,700	261,000	281,600	317,800	366,300
	20	197,300	225,200	261,800	282,800	319,500	368,400
	21	199,300	226,300	262,700	284,400	320,900	370,100
22	201,500	228,000	263,600	286,000	322,400	372,200	

23	203,700	229,700	264,500	287,300	323,900	374,300
24	205,900	231,400	265,500	288,600	325,400	376,300
25	207,800	232,700	266,700	289,900	326,800	378,300
26	209,100	234,400	267,600	291,500	328,200	379,900
27	210,300	236,100	268,800	293,200	329,700	381,800
28	211,600	237,800	270,000	294,700	331,300	383,700
29	212,800	239,400	271,200	296,000	332,400	385,500
30	213,900	240,800	272,600	297,600	333,900	387,200
31	215,200	242,100	274,100	299,200	335,300	389,100
32	216,400	243,200	275,400	300,900	336,800	390,900
33	217,700	244,400	277,000	302,300	338,400	392,600
34	219,000	245,500	278,400	303,800	339,900	394,300
35	220,300	246,400	279,600	305,400	341,500	396,100
36	221,600	247,500	280,800	307,000	343,000	397,800
37	222,700	248,400	282,400	308,300	344,700	399,400
38	224,100	249,500	283,600	309,700	346,300	401,100
39	225,400	250,400	285,000	311,100	347,800	402,900
40	226,800	251,500	286,200	312,700	349,400	404,700
41	227,700	251,900	287,500	314,200	350,600	406,200
42	229,100	252,800	289,000	315,600	352,100	407,700
43	230,500	253,700	290,500	317,000	353,600	409,200
44	231,900	254,400	292,100	318,500	355,000	410,500
45	233,100	255,200	293,400	319,300	356,600	411,600
46	234,500	256,100	294,800	320,700	357,600	412,700
47	235,800	257,000	296,300	322,100	359,100	413,800
48	237,100	258,000	297,800	323,600	360,400	415,000
49	238,100	259,000	298,900	324,700	361,800	416,300
50	239,200	260,000	300,200	326,100	363,200	417,400
51	240,200	261,200	301,400	327,400	364,500	418,600
52	241,300	262,400	302,800	328,700	365,900	419,700
53	242,200	263,500	304,200	330,100	367,400	420,900
54	243,300	264,900	305,500	331,500	368,600	421,900
55	244,200	266,200	306,900	332,900	369,700	423,000
56	245,200	267,500	308,300	334,200	370,900	424,100
57	245,900	269,000	309,100	335,100	372,000	425,200

58	246,900	270,500	310,300	336,400	372,900	425,700
59	247,600	271,900	311,500	337,600	373,900	426,300
60	248,400	273,300	312,900	338,900	374,900	426,700
61	249,200	274,700	314,000	340,000	375,500	427,300
62	250,200	276,000	315,300	340,900	376,300	427,800
63	251,000	277,400	316,600	342,100	377,100	428,200
64	252,000	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700
65	252,900	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300
66	253,700	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700
67	254,800	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000
68	255,700	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300
69	256,500	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700
70	257,500	287,000	324,800	350,000	382,000	
71	258,400	288,500	325,900	351,100	382,700	
72	259,400	289,900	326,800	352,200	383,300	
73	260,800	290,900	328,100	353,000	384,000	
74	262,100	292,300	328,800	354,100	384,500	
75	263,200	293,500	329,900	355,200	385,100	
76	264,300	294,800	331,100	356,300	385,600	
77	265,300	296,200	332,200	357,000	386,000	
78	266,300	297,500	333,400	357,800	386,600	
79	267,500	298,700	334,500	358,600	387,100	
80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400	
81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700	
82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200	
83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600	
84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900	
85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200	
86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700	
87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200	
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600	
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900	
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300	
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800	
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200	

	93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600
	94	281,900	315,000	348,400	366,400	
	95	282,800	315,700	349,100	366,800	
	96	283,800	316,300	349,700	367,100	
	97	284,400	317,000	350,100	367,700	
	98	285,200	317,300	350,500	368,200	
	99	285,800	317,900	351,000	368,700	
	100	286,700	318,600	351,400	369,200	
	101	287,500	319,000	351,900	369,800	
	102	288,300	319,600	352,300	370,300	
	103	289,100	320,200	352,800	370,800	
	104	289,900	320,800	353,200	371,200	
	105	290,600	321,200	353,500	371,800	
	106	291,100	321,700	354,000	372,300	
	107	291,600	322,200	354,400	372,800	
	108	292,100	322,700	354,700	373,300	
	109	292,300	323,100	355,200	373,900	
	110	292,600	323,500	355,700	374,300	
	111	292,800	323,800	356,200	374,800	
	112	293,200	324,100	356,700	375,300	
	113	293,500	324,500	357,200	375,900	
	114	293,700	324,900	357,700		
	115	294,100	325,300	358,200		
	116	294,400	325,600	358,600		
	117	294,700	325,800	359,000		
	118	295,000	326,100	359,400		
	119	295,300	326,500	359,900		
	120	295,700	326,700	360,400		
	121	296,000	326,900	360,800		
	122	296,400	327,200	361,300		
	123	296,700	327,500	361,800		
	124	297,100	327,800	362,300		
	125	297,300	328,000	362,600		
	126	297,500	328,300			
	127	297,800	328,700			

	128	298, 200	328, 900			
	129	298, 400	329, 100			
	130	298, 700	329, 300			
	131	299, 100	329, 700			
	132	299, 500	329, 900			
	133	299, 700	330, 200			
	134	300, 000	330, 600			
	135	300, 400	331, 000			
	136	300, 700	331, 400			
	137	300, 900	331, 700			
	138	301, 200	332, 100			
	139	301, 600	332, 500			
	140	301, 900	332, 900			
	141	302, 100	333, 200			
	142	302, 500	333, 600			
	143	302, 900	333, 900			
	144	303, 200	334, 300			
	145	303, 400	334, 600			
	146	303, 600	335, 000			
	147	303, 900	335, 400			
	148	304, 300	335, 800			
	149	304, 500	336, 100			
	150	304, 700	336, 500			
	151	305, 000	336, 900			
	152	305, 300	337, 300			
	153	305, 700	337, 600			
	154	305, 900				
	155	306, 100				
	156	306, 400				
	157	306, 700				
	158	307, 000				
	159	307, 300				
	160	307, 600				
	161	308, 000				
	162	308, 300				

	163	308,600					
	164	308,900					
	165	309,300					
	166	309,600					
	167	309,900					
	168	310,200					
	169	310,600					
再任用 職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

備考 この表は、看護師等に適用する。

第2条 登米市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条の3第1項各号中「12,000円」を「16,000円」に改め、同条第2項中「各号に掲げる額」を「各号に定める額」に改め、同項第1号中「掲げる額」を「定める額」に改め、同号ア中「23,000円」を「27,000円」に、「12,000円」を「16,000円」に改め、同号イ中「23,000円」を「27,000円」に、「16,000円」を「17,000円」に改める。

第20条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5」を「100分の95」に改める。

(登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成21年登米市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表を次のように改める。

号俸	給料月額
	円
1	375,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

第8条第2項中「100分の167.5」を「、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」に改める。

第4条 登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条並びに附則第4項の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の登米市職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の登米市職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

- 4 第2条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の登米市職員の給与に関する条例第11条の3の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であつて、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（規則で定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の登米市職員の給与に関する条例（以下この項において「改正後の給与条例」という。）第11条の3の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があつた場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 改正後の給与条例第11条の3第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から改正後の給与条例第11条の3第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

- 5 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(規則への委任)

- 6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
(登米市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)
- 7 登米市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成28年登米市条例第38号)の一部を次のように改正する。
附則第4項の見出し及び附則第6項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

議案第 102 号

登米市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する 条例について

登米市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年登米市条例第110号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和元年 12 月 6 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
登米市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 17 年登米市条例第 110 号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 103 号

登米市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部 を改正する条例について

登米市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年登米市条例第216号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和元年 12 月 6 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
登米市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成 17 年登米市条例第
216 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「並びに登米市石越町北郷字西門及び石越町南郷字西門沖・館前・小谷
地前の各一部」を削り、「81,340」を「76,600」に、「34,090」を「30,800」に改め
る。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 104 号

登米市病院事業、老人保健施設事業及び訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

登米市病院事業、老人保健施設事業及び訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例（平成17年登米市条例第220号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和元年 12 月 6 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市病院事業、老人保健施設事業及び訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

登米市病院事業、老人保健施設事業及び訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例（平成 17 年登米市条例第 220 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の表登米市立登米市民病院の項中「麻酔科」を「麻酔科 人工透析内科」に、「258 床」を「198 床」に改め、同表登米市立豊里病院の項中「69 床」を「60 床」に改める。

第 7 条中「第 243 条の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第105号

指定管理者の指定について（登米祝祭劇場）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市登米祝祭劇場条例（平成17年登米市条例第22号）第3条の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和元年12月6日提出

登米市長 熊谷盛廣

1 公の施設の名称

登米祝祭劇場

2 指定管理者となる団体の名称等

（所在地） 宮城県登米市迫町佐沼字光ヶ丘30番地

（名称） 公益財団法人登米文化振興財団

（代表者名） 理事長 佐藤 信男

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

議案第106号

指定管理者の指定について（登米市米山公民館及び米山 農村環境改善センター）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市公民館条例（平成17年登米市条例第83号）第14条第1項及び登米市農村環境改善センター条例（平成17年登米市条例第148号）第14条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和元年12月6日提出

登米市長 熊谷盛廣

1 公の施設の名称

登米市米山公民館
米山農村環境改善センター

2 指定管理者となる団体の名称等

（所在地） 宮城県登米市米山町西野字的場 181 番地
（名称） 西野コミュニティ運営協議会
（代表者名） 会長 浅野 昭一

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

議案第107号

指定管理者の指定について（登米市吉田公民館、登米市吉田体育館及び登米市善王寺コミュニティセンター）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市公民館条例（平成17年登米市条例第83号）第14条第1項及び登米市体育施設条例（平成18年登米市条例第54号）第15条第1項及び登米市善王寺コミュニティセンター条例（平成17年登米市条例第89号）第13条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和元年12月6日提出

登米市長 熊谷盛廣

1 公の施設の名称

登米市吉田公民館
登米市吉田体育館
登米市善王寺コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体の名称等

（所在地） 宮城県登米市米山町字桜岡江浪41番地
（名称） 吉田コミュニティ運営協議会
（代表者名） 会長 高橋 正司

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

議案第108号

指定管理者の指定について（登米市中津山公民館）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市公民館条例（平成17年登米市条例第83号）第14条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和元年12月6日提出

登米市長 熊谷盛廣

- 1 公の施設の名称
登米市中津山公民館

- 2 指定管理者となる団体の名称等
（所在地） 宮城県登米市米山町中津山字清水 11 番地 54
（名称） 中津山コミュニティ運営協議会
（代表者名） 会長 久保 泰宏

- 3 指定の期間
令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

議案第109号

指定管理者の指定について（迫老人福祉センター、登米老人福祉センター、中田老人福祉センター、東和地域福祉センター、石越福祉センター及び米山総合保健福祉センター）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市保健福祉施設条例（平成17年登米市条例第106号）第3条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和元年12月6日提出

登米市長 熊谷盛廣

1 公の施設の名称

迫老人福祉センター
登米老人福祉センター
中田老人福祉センター
東和地域福祉センター
石越福祉センター
米山総合保健福祉センター

2 指定管理者となる団体の名称等

（所在地） 宮城県登米市迫町北方字大洞45番地3
（名称） 社会福祉法人登米市社会福祉協議会
（代表者名） 会長 遠藤 尚

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

議案第110号

指定管理者の指定について（登米市斎場）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市斎場条例（平成17年登米市条例第131号）第12条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和元年12月6日提出

登米市長 熊谷盛廣

- 1 公の施設の名称
登米市斎場

- 2 指定管理者となる団体の名称等
（所在地） 宮城県登米市迫町佐沼字南駒木袋 212 番地の3
（名称） 株式会社清建
（代表者名） 代表取締役 小野寺 憲幸

- 3 指定の期間
令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

議案第111号

指定管理者の指定について（米山農村総合管理施設）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市米山農村総合管理施設条例（平成17年登米市条例第163号）第3条の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和元年12月6日提出

登米市長 熊谷盛廣

- 1 公の施設の名称
米山農村総合管理施設

- 2 指定管理者となる団体の名称等
（所在地） 宮城県登米市迫町佐沼字中江三丁目9番地の1
（名称） みやぎ登米農業協同組合
（代表者名） 代表理事組合長 榊原 勇

- 3 指定の期間
令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

議案第112号

指定管理者の指定について（登米森林公園）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市公園条例（平成17年登米市条例第188号）第3条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和元年12月6日提出

登米市長 熊谷盛廣

- 1 公の施設の名称
登米森林公園

- 2 指定管理者となる団体の名称等
（所在地） 宮城県登米市登米町大字日根牛小池 100 番地
（名称） 登米町森林組合
（代表者名） 代表理事 芳賀 稔

- 3 指定の期間
令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

議案第113号

指定管理者の指定について（登米市東和総合運動公園）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市体育施設条例（平成18年登米市条例第54号）第15条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和元年12月6日提出

登米市長 熊谷盛廣

1 公の施設の名称

登米市東和総合運動公園

2 指定管理者となる団体の名称等

（所在地） 宮城県登米市東和町錦織字雷神山15番地3

（名称） 錦織地域振興会

（代表者名） 会長 岩渕 俊文

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

議案第114号

指定管理者の指定について（登米市長沼ボート場クラブハウス）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市長沼ボート場クラブハウス条例（平成30年登米市条例第27号）第14条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和元年12月6日提出

登米市長 熊谷盛廣

1 公の施設の名称

登米市長沼ボート場クラブハウス

2 指定管理者となる団体の名称等

（所在地） 宮城県登米市迫町北方字天形 161 番地 84

（名称） 長沼ふるさと物産株式会社

（代表者名） 代表取締役 尾形 忠藏

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

議案第115号

工事請負契約金額の変更について

令和元年登米市議会定例会 9 月定期議会において議決を得た「工事請負契約の締結について」を次のとおり変更したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年登米市条例第 73 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 6 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

- 1 契約の目的 豊里こども園新築工事（建築）

- 2 契約の金額 変更前 4 2 6 , 6 0 0 , 0 0 0 円
変更後 4 3 4 , 5 0 0 , 0 0 0 円
増 減 7 , 9 0 0 , 0 0 0 円の増額

- 3 契約の相手方 只野組・只野建設特定建設工事共同企業体
代表者 宮城県登米市豊里町新田町 193 番地の 4
株式会社 只野組
代表取締役 只野 佳旦
構成員 宮城県登米市豊里町川前 150 番地
株式会社 只野建設
代表取締役 只野 利幸

議案第116号

財産の取得に係る契約金額の変更について

令和元年登米市議会定例会 6 月定期議会において議決を得た「財産の取得について」を次のとおり変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年登米市条例第73号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和元年 12 月 6 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

- 1 契約の目的 消防ポンプ自動車CD-I型購入

- 2 契約の金額
変更前 20,952,000円
変更後 21,340,000円
増 減 388,000円の増額

- 3 相手方 宮城県大崎市古川中里一丁目10番地29号
株式会社古川ポンプ製作所
代表取締役 氏家 英喜

議案第117号

財産の取得に係る契約金額の変更について

令和元年登米市議会定例会 6 月定期議会において議決を得た「財産の取得について」を次のとおり変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年登米市条例第73号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和元年 12 月 6 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

- 1 契約の目的 高規格救急自動車購入

- 2 契約の金額
変更前 27,410,400円
変更後 27,918,000円
増減 507,600円の増額

- 3 相手方 宮城県登米市迫町佐沼字的場88番1号
宮城トヨタ自動車株式会社佐沼店
店長 千葉 忍